

答申第65号

情報公開 答申 第65号

答申第65号

平成12年11月2日

神奈川県教育委員会委員長 牧野 カツコ 殿

神奈川県公文書公開審査会 会長 堀部 政男

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成10年12月28日付けで諮問された神奈川県立高等学校職員会議録一部非公開の件（諮問第76号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

神奈川県立高等学校職員会議録のうち、生徒の氏名、生徒指導における事情聴取内容、生徒の主張及び指導措置内容、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、原級留置、進路等の生徒の身分に係る情報、個人の心身及び家庭の状況、校務分掌主任等選出投票に関する氏名並びに思想・信条に関する発言者の氏名を非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、神奈川県立高等学校（以下「当該高校」という。）において、平成6年4月8日から平成9年5月7日の間に開催された職員会議の会議録（以下「本件公文書」という。）のうち、生徒の氏名、生徒指導における事情聴取内容、生徒の主張及び指導措置内容、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、原級留置、進路等の生徒の身分に係る情報、個人の心身及び家庭の状況、校務分掌主任等選出投票に関する氏名、思想・信条に関する発言者の氏名を平成10年10月9日付けで神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、教育委員会が非公開とした情報のうち、生徒の氏名等真のプライバシー情報を除く部分は、神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（以下、原則として「条例」という。）第5条第1項第1号に該当せず、また、条例第5条第1項第5号に該当するという教育委員会の説明は、漠然としていて非公開理由とはならないので、本件非公開処分は、条例の解釈と運用を誤った違法、不当なものだというもので

ある。

ア 条例第5条第1項第1号該当の点について

(ア) 実施機関は、非公開情報を生徒の心身の状況、生徒への事情聴取内容、生徒への指導措置内容、関係者の発言内容というように並列的に列挙し、その非公開理由も「個人の思想・信条を述べた個人に関する情報」、「特定の個人が識別され、または識別され得る」、「個人にとってもっとも知られたくない情報」というように並列的に主張している。しかし、この主張方法は、前者と後者の対応関係及び論理関係が不明確であり、説明的とは言えない。

強引な主張により非公開理由を構成しようとする態度は、異議申立人の正当な反論の機会を奪う役割を果たすものであり、公正でない。明確に非公開理由を立証すべきである。

(イ) また、指導措置内容は、同じクラスの生徒にとっては容易に又は推測して知ることができる情報であり、プライバシー性の低い個人情報とすることができるが、本来、個人情報の公開・非公開は、第三者調査を踏まえて、基本的には本人が決めることであり、何がプライバシーかは、当該本人の意見を尊重しながら、個別の事例について、常識的な判断をすべきである。

(ウ) 学校の事件・事故に係る情報については、当該学校の教員のみで抱え込まずに、学校の実態情報として可能な限り広く公開することが、事件・事故の適切な事後対応と再発防止につながると考える。生徒に対する指導措置情報についても、広く公開することで、措置権限を持つ教員の説明責任を社会的に全うすることになり、また、指導措置の意思決定における適正手続と公正な判断の確保につながる。

イ 条例第5条第1項第5号該当の点について

実施機関の非公開理由には、「萎縮」とか「破壊」という表現が出てくるが、この提示の仕方は、第5号該当性について、類型化された非公開情報をそれぞれの類型化ごとに丁寧に説明するものではなく、第5号該当の非公開情報について一括して、「教員が萎縮的になる」、「教育が回復不可能なほどに破壊される」、「県民が著しく歪曲して理解する」といったような高圧的で被害妄想的な説明の仕方となっている。逆説的に言うならば、冷静な説明ができない学校の現実そのものが、教育情報や学校情報の公開の徹底をしなければならない理由そのものと言える。

ウ 以上のように、実施機関の説明は、明確でなく、本件異議申立てについては、異議申立人の主張のとおり公開されるべきである。

3 実施機関の職員（教育庁教育部高校教育課）の説明要旨

(1) 本件公文書の概要等について

本件公文書は、当該高校において、平成6年4月8日から平成9年5月7日の間に開催された職員会議の会議録である。

(2) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件公文書に記載された生徒の氏名、生徒指導における事情聴取内容、生徒の主張及び指導措置内容、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、

原級留置、進路等の生徒の身分に係る情報、個人の心身及び家庭の状況、校務分掌主任等選出投票に関する氏名並びに思想・信条に関する発言者の氏名は、その内容の如何にかかわらず、個人が特定される情報であって、他人に知られたくない情報である

これらの情報を公開すると、プライバシーが著しく侵害され、結果として本人の社会生活に様々な不利益を与えることは明らかである。

条例第2条においてもプライバシーに対する最大限の配慮を規定していることを考えると、条例第5条第1項第1号を適用し、非公開とすることが妥当である。

(3) 条例第5条第1項第5号該当性について

ア 校務の決定は、学校教育法第28条（高校への準用第51条）に基づき、最終的には校長の権限と責任において行うものであり、職員会議はあくまでも補助的機関であるにもかかわらず、その性格や機能が理解されないまま内容が公開されると、会議の運営方法について適切さを欠く批判等が加わり、保護者や県民の間に誤解や混乱が広がる懸念がある。

また、本件の職員会議録は、担当者が聞き書きで記録したものであり、発言の省略、誤記、記入漏れ等があり、必ずしも正確に記録されていない。したがって、学校のあり方や校長をはじめとする教職員の考え方が著しく県民に誤解され、歪曲されて受け取られるおそれがある。

イ 生徒指導における事情聴取内容、生徒の主張及び指導措置内容、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、原級留置、進路等の生徒の身分に係る情報を公表すると、公表を意識することで今後の協議等が自由にかつ十分に行われず、萎縮的なものになる可能性が高いとともに、教員と生徒・保護者間の信頼関係が回復不可能なほどに破壊されるおそれがある。その結果、今後反復継続される学校における生徒指導をはじめとする学校業務の円滑な実施が阻害されることは明らかである。

ウ したがって、条例第5条第1項第5号の「県の機関が行う事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 答申するに当たっての適用条例の考え方

神奈川県情報公開条例が平成12年3月28日に公布され、平成12年4月1日に施行されたが、本諮問案件は神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（昭和57年神奈川県条例第42号）に基づきなされた処分であるので、当審査会としては、当該条例に基づき本諮問案件を審議することとする。

(2) 本件公文書等について

ア 県立高等学校における職員会議の設置や権限については、法令上の規定は存在しないが、東京地方裁判所判決（昭和44年8月6日）では「職員会議は終局的には校長の管理権の下に開かれ、その機能は学校運営や教育活動を円滑かつ効果的に進めるために、校務を掌理する学校長を補佐し、あるいは協力するためのものであり、学校運営上の重要な機関としての作用をもつ」とされている。

イ 本件公文書は、こうした性格を持つとされている職員会議の会議録であり、当該高校において平成6年4月8日から平成9年5月7日の間に開催されたときのものである。そこには、開催月日時欄、校長及び教頭の押印欄、司会者及び記録者の欄、欠席者の欄等が設けられた様式により校務に関する議事が記録されていることが認められる。

(3) 条例第5条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第5条第1項第1号は、個人を尊重する観点から、知る権利の保障と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

そして、同号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」（以下「個人情報」という。）を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

イ 本件公文書に記載された生徒の氏名、生徒指導における事情聴取内容、生徒の主張及び指導措置内容、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、原級留置、進路等の生徒の身分に係る情報、個人の心身及び家庭の状況、校務分掌主任等選出投票に関する教職員の氏名並びに思想・信条に関する発言者（卒業式における君が代の取扱いについて意見を述べた教員）の氏名は、明らかに個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることから、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

ウ なお、異議申立人は、指導措置内容は同じクラスの生徒にとっては容易に又は推測して知ることができる情報であり、プライバシー性の低い個人情報であると主張するが、条例第5条第1項第1号は特定の個人が識別され、又は識別され得るものを非公開とすることができる」と規定しており、プライバシー性の低い個人情報であったとしてもそれをもって公開すべき情報であると解釈することはできない。また、情報公開請求が誰に対しても保障されている趣旨にかんがみると、一部関係者にとっては容易に又は推測して知ることができる情報であったとしても、それをもって公開すべきという異議申立人の主張は、とることができない。

さらに、異議申立人は、個人情報の公開・非公開の決定に当たっては、第三者調査を行い、当該第三者の意見を尊重した上で、常識的な判断をすべきであると主張するが、第三者調査は、実施機関が非公開情報の基準に照らして公開しよう」と判断した情報について調査するものであり、個人情報のすべてについてプライバシーを放棄するかどうかを調査するものではない。

(4) 条例第5条第1項第1号ただし書該当性について

ア 条例第5条第1項第1号ただし書は、個人情報であっても、例外的に公開できる情報について規定している。

イ 条例第5条第1項第1号ただし書ア該当性について

条例第5条第1項第1号ただし書アは、「何人でも法令の規定により閲覧することができる」とされている情報」については公開することを規定している。

職員会議録については、閲覧できるとする法令の規定は存在しないので、本件公文書は、同号ただし書アには該当しないと判断する。

ウ 条例第5条第1項第1号ただし書イ該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号ただし書イは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」については公開することを規定している。

ここでいう「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」は、広報紙等を通じて広く県民に積極的に周知する情報だけでなく、条例第2条が「公文書の閲覧及び公文書の写しの交付を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、運用するものとする」と規定している趣旨から考えると、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供するものを含むと解される。

(イ) そこで、非公開とされた情報を事項別に見ると、校務分掌主任等選出投票に関する氏名、思想・信条に関する発言者の氏名については、いずれも学校運営上の重要な機関としての作用を持つとされている職員会議における言動等に係る教職員の氏名であり、公務員の職務に関する情報であると判断することができる。

(ウ) しかし、職員会議は、結果としては学校の意思決定をする場合があるとしても、その過程においては、教職員の率直で自由な意見交換が図られる必要があり、そのためには職員会議における発言者の氏名等を保護する必要性があることも否定できないところである。したがって、公務員の職務に関する情報であったとしても、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供する情報に該当しない場合もあると考えるのが相当である。

(エ) すなわち、校務分掌主任等選出投票に関する氏名、思想・信条に関する発言者の氏名については、教職員の立場に基づくものと自己の意見に基づくものとが密接不可分な関係にあり、これらの情報が明らかにされると、それぞれの教職員の立場が判明し、率直で自由な意見交換に支障が生じる可能性があり、また、特定の教職員個人の思想・信条という、いわゆるセンシティブ情報が公開されることになるとも考えられる。このような情報は、公務員の職務に関する情報といえども、事務事業の執行上又は行政の責務として県民の要望に応じて提供することが予定されているとまでは認められず、同号ただし書イを適用することは妥当でないと思われる。

そして、このことは、条例第2条後段で「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定している趣旨にもかなっているものとする。

エ 条例第5条第1項第1号ただし書ウ該当性について

(ア) 条例第5条第1項第1号ただし書ウは、「法令の規定により行われ

た許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」については公開することを規定している。

(イ) 本件公文書は、学校運営上の重要な機関としての作用を持つ職員会議の会議録であり、同号ただし書ウに規定する「許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報」に該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第1項第5号該当性について

ア 条例第5条第1項第5号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」については、非公開とすることができるとしている。

この規定は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の円滑な実施を確保する観点から定められたものであり、同号前段は、本来公開にはなじまない性格を有する情報の典型例を示したものである。したがって、これらと同様の性格を有する情報も同号の対象となると解される。

イ 本件公文書のうち、生徒指導における事情聴取内容、生徒の主張及び指導措置内容、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、原級留置、進路等の生徒の身分に係る情報については、前述のとおり条例第5条第1項第1号に該当すると判断したところであるが、実施機関は、これらの情報は条例第5条第1項第5号にも該当するとしているため、これについて検討する。

ウ これらの情報のうち、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、原級留置及び進路等の生徒の身分に係る情報については、転入試験受験者の合否基準等の内部的な基準が推測される情報といえることができるが、生徒指導における事情聴取内容並びに生徒の主張及び指導措置内容については、公開することにより、今後の学校運営に支障を来すおそれが生じるとまでは認められない。

したがって、転入試験受験者に関する情報、生徒の成績、原級留置及び進路等の生徒の身分に係る情報については、これらの情報を公開することにより、公正で適切な転入試験や原級留置等の進路決定等の円滑な実施を著しく困難にするおそれが生じると認められるので、条例第5条第1項第5号に該当し、その他の情報については該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成10.12.28	○諮問
11. 1.14	○実施機関に非公開理由説明書の提出を要求
11. 2.15	○非公開理由説明書の受理
11. 2.22	○異議申立人に非公開理由説明書の送付
11. 3.23	○異議申立人から非公開理由書に対する意見書を受理
11. 3.26	○実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
11.11. 8 (第187回審査会)	○異議申立人から意見を聴取
12. 7.18 (第1回部会)	○審議
12. 8.14 (第2回部会)	○審議
12. 9. 4 (第3回部会)	○審議
12.10.16 (第195回審査会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

(平成11. 4. 1委嘱)

氏名	現職	備考
川島 志保	弁護士（横浜弁護士会所属）	
小早川 光郎	東京大学教授	会長職務代理者

		部会員
小林 重敬	横浜国立大学教授	
千葉 準一	東京都立大学教授	部会員
堀部 政男	中央大学教授	会長 (部会長を兼ねる)

[目次にもどる](#)

このページに関するお問い合わせ先

政策局 政策部情報公開広聴課

[政策局政策部情報公開広聴課へのお問い合わせフォーム](#)

このページの所管所属は[政策局 政策部情報公開広聴課](#)です。